大阪市告示第1496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第１項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第２項第１号の規定により別紙のとおり公示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）